

新型コロナウイルス感染症 対応マニュアル

【学生用】

令和2年8月

独立行政法人国立高等専門学校機構
豊田工業高等専門学校

目 次

1	新型コロナウイルス感染症について.....	1
2	基本的な考え方.....	1
3	基本的な感染防止対策.....	1
4	授業等における感染防止対策.....	3
5	学生寮における感染防止対策.....	3
6	感染が判明した場合の対応.....	3
7	連絡について.....	3
8	体調不良者が発生した場合の対応フロー.....	4

1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症は、法律上「学校において予防すべき感染症」の第一種の感染症である。本校では、対面授業の再開に当たり、本感染症に特化したマニュアルを制定した。

2 基本的な考え方

- 治療法やワクチンが確定するまでの間、この感染症とともに生きていかなければならない。
このため、「3密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続し、リスクを低減しつつ、教育活動を継続し、学生の健やかな学びを保障する。
- また、感染リスクをゼロにすることはできないことを前提として、感染の可能性のある者あるいは感染者が確認された場合の対処についても定める。
- 感染者が確認された場合には、感染者及び濃厚接触者の出席停止及び分散登校を速やかに実施。校内感染についての疫学的な評価を踏まえた臨時休業についての判断を行う。同時に、感染者や濃厚接触者である学生が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならないよう、十分な配慮・注意を行う。
- 本校では文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(Ver2.6.16)」において示された『「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準』を基に作成した「新型コロナウイルス感染症に係る豊田高専の活動判断目安」を踏まえて行動する。

3 基本的な感染防止対策

地域の感染レベル（下表）に応じ、感染症対策の3つのポイントを踏まえた取組を行う。

(1) 感染源を絶つ

- ① 37.5℃以上の発熱があり、風邪の症状がある場合等には学校に連絡し、登校はしない。
この場合「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」と扱う。
別紙1-1～1-3の様式を参照
- ② 登校時の健康状態の把握
登校前に検温結果及び健康状態を登録する。
健康状態を把握できない学生は、登校を認めない等の措置を講ずる場合がある。
- ③ 登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合
発熱等の風邪の症状がみられる場合には、安全に帰宅できるよう保護者に迎えを依頼する。
症状がなくなるまでは自宅で休養する。保護者の来校まで他の者との接触を可能な限り避けられるよう、隔離された室で待機する。別紙2を参照

(2) 感染経路を絶つ

- ① 手洗い
接触感染を避けるため、手洗いを徹底するとともに、目、鼻、口を触らないようにする。
外から教室等に入る時やトイレの後、食事の前後など、こまめに手を洗う。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗い、タオルやハンカチ等は個人持ちとする。
- ② 咳エチケット
マスク着用を徹底する。
- ③ 消毒
教室やトイレなどで、多くの学生や教職員が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液等を使用して清拭する。

(3) 抵抗力を高める

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がける。

新型コロナウイルス感染症に係る豊田高専の活動判断目安

レベル	学生				教職員				外部	
	授業	課外活動	学寮	入構	出張	会議	式典	出勤	図書館	施設貸出
レベル3	原則遠隔授業 (本科、専攻科)	原則禁止	原則閉寮	原則禁止	原則禁止	原則オンライン 会議又はメール 会議	原則中止又は延 期	可能な限り在宅 勤務	利用不可	貸出不可
レベル2	十分な感染対策 を行った上で面 接授業(本科、専 攻科)	十分な感染対策 を行った上で実 施	十分な感染対策 を行った上で開 寮	十分な感染対策 を行った上で可 	不要不急の出張 自粛 特定(警戒)都 道府県への出張 原則禁止	オンライン会議 又はメール会議 を推奨 対面会議は十分 な感染対策を行 った上で実施	中止又は延期を 検討 実施する場合は 十分な感染対策 を行った上で実 施	十分な感染対策 を行った上で通 常勤務 在宅勤務及び時 差出勤の推奨	利用不可	貸出不可
レベル1	十分な感染対策 を行った上で面 接授業(本科、専 攻科)	十分な感染対策 を行った上で実 施	十分な感染対策 を行った上で開 寮	十分な感染対策 を行った上で可 	不要不急の出張 自粛 特定(警戒)都 道府県への出張 原則禁止	オンライン会議 又はメール会議 を推奨 対面会議は十分 な感染対策を行 った上で実施	中止又は延期を 検討 実施する場合は 十分な感染対策 を行った上で実 施	十分な感染対策 を行った上で通 常勤務 時差出勤の推奨	十分な感染対策 を行うことを条 件に利用可	貸出可 ただし、十分な 感染対策を行う ことを条件に許 可

「レベル3」・・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域(累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。)

「レベル2」・・・生活圏内の状況が、①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域(特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域)及び②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらぬもの(新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)

※上記のレベルの活動判断についてはあくまで目安であり、近隣の地域の状況等を総合的に判断の上、本校で決定します。

4 授業等における感染防止対策

授業等における感染防止対策として、次の3つの密（密閉、密集、密接）を回避する。
・換気の悪い密閉空間、・多数が集まる密集場所、・間近で会話や発声をする密接場面

5 学生寮における感染防止対策

学生寮における感染防止対策として、「新型コロナウイルス感染症に関する特別運営ルール」を定める。別紙3を参照

6 感染が判明した場合等の対応

(1) 感染が判明した場合

- ① 当該学生について、出席停止の措置をとる。
- ② 他の学生が濃厚接触者にあたりと特定された場合は、出席停止の措置をとる。
- ③ 所轄の保健所等と連携して状況分析を行い、同保健所等及び国立高専機構本部と相談の上、危機管理室会議において消毒、分散登校、臨時休業等について判断する。

(2) 濃厚接触者となった場合（同居家族等の感染が判明した場合）

- ① 学生の同居家族の中に感染が判明した方がいる場合など、学生が濃厚接触者であることを把握した場合もしくはその恐れがある場合には、速やかに学校へ連絡する。
- ② 連絡を受けて、当該学生の居住地域を所管する保健所と今後の対応の確認を行った上で、出席停止の有無を判断する。
- ③ 原則として臨時休業は行わない。必要に応じて、他の学生の健康観察を行う。

(3) 同居する家族が PCR 検査を受けた場合

- ① 同居する家族が PCR 検査を受けた場合は、速やかに学校へ連絡する。
- ② 連絡を受けて、学内で今後の対応の確認を行った上で、出席停止の有無を判断する。

別紙1-1から1-3の様式を参照

7 連絡について

○緊急情報

学生課から、一斉メール又は Office365 のメールアドレスへの配信により、通知する。

○対応情報

学校の対応状況について、ホームページで情報を提供する。

○体調不良等の個別の連絡

原則として指導教員を経由する。

指導教員不在の場合は、教務係（TEL:0565-36-5914）へ連絡する。

両者に連絡が取れない場合は、E-mail:kyoumu@toyota-ct.ac.jpへ連絡する。

夜間・休日等は、守衛室（TEL:0565-32-8811）へ連絡する。

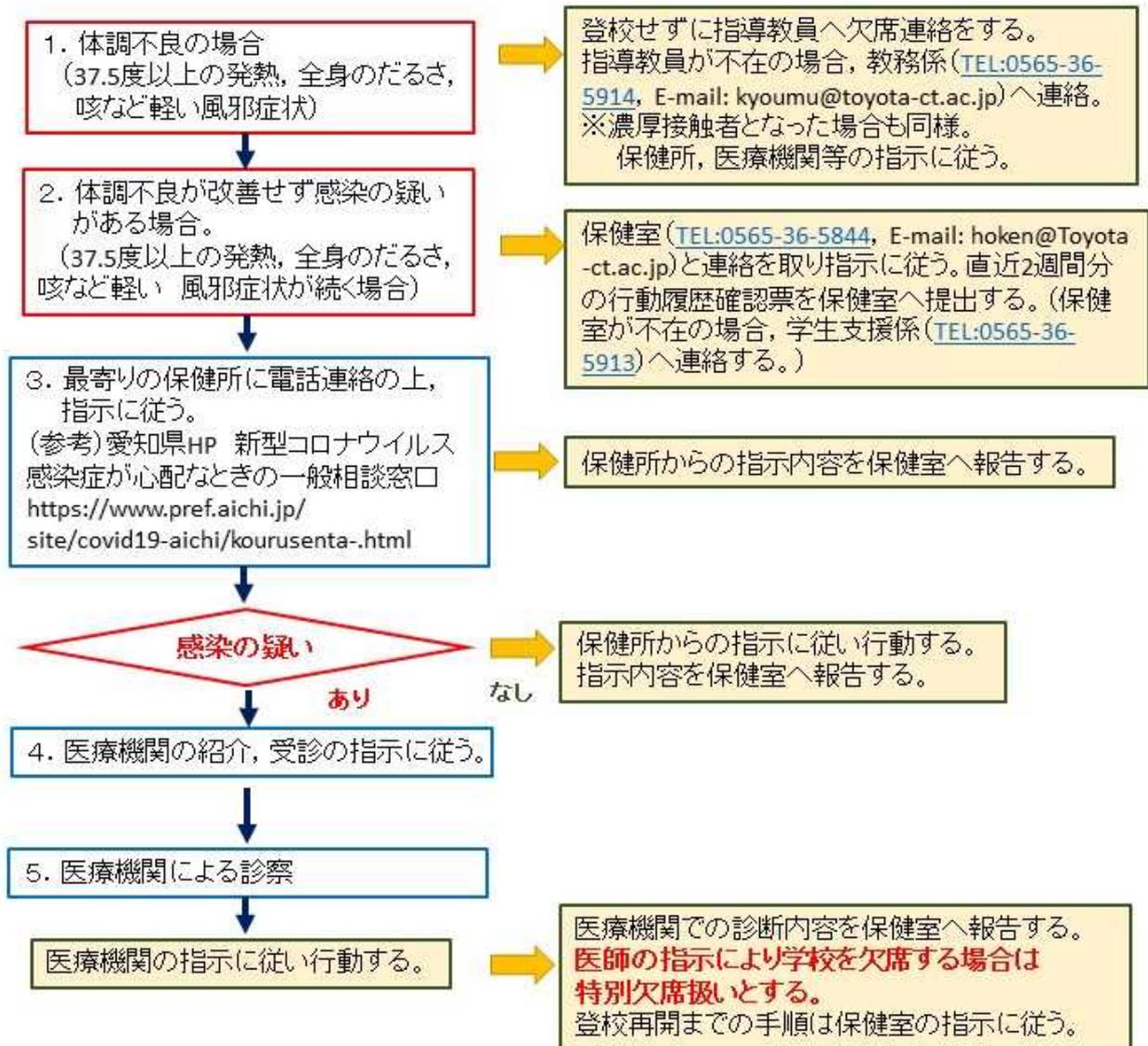
マニュアル及び各書式の掲載場所 本校ホームページ

緊急ニュース 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

<https://www.toyota-ct.ac.jp/emergency/18880>

8 体調不良者が発生した場合の対応フロー

【学生（在宅時）】体調不良者発生時対応フロー（豊田高専）



夜間・休日については守衛室 (TEL:0565-32-8811) へ連絡する。

【学生（在寮時）】体調不良者発生時対応フロー（豊田高専）

1. 在寮時に体調不良:自室に留まり宿直教員室に電話連絡する。電話(可能ならMicrosoft Teams)によりTV電話)で体温・身体症状と直近2週間の行動履歴を報告。



2. 明らかに罹患の疑いがない場合は、宿直教員の指示によりそのまま自室で静養。



3. 少しでも罹患の疑いがあれば原則帰宅する。保護者と連絡を取り、学校までの迎えを依頼。
1人部屋の場合は、帰宅準備を行い寮内自室で待機する。
2人部屋の場合は、帰宅準備を行った後、寮内静養室で待機する。
待機中はマスク着用のこと
〔寮内静養室〕男子寮生:栄志寮1階【1-1, 1-3, 1-5】
女子寮生:創志寮(女子)1階留学生食室, 大志寮各階ラーニングコモン)



4. 保護者が学校へ到着したら、「風邪症状により帰宅される学生及びその御家庭へのお願い」を受け取ったうえで帰宅する。
① **少なくとも当日と翌日は自宅で待機。この場合は、特別欠席扱い。**
② 直近2週間分の行動履歴確認票(詳細版)を作成し、翌日の正午までに保健室(hoken@toyota-ct.ac.jp)へ提出。
③ Web上の健康調査に毎朝必ず回答する。(発熱、風邪症状が確認されたら都度回答する。)

【学生（在校時）】体調不良者発生時対応フロー（豊田高専）

1-1. 通生の場合

保健室に電話連絡(0565-36-5844)し指示を受ける。
保健室不在の場合、学生支援係(0565-36-5913)
指示に従って静養室(①福利厚生会館2F和室・
同会議室, ②合宿研修所, ③創造工房棟1F)入室。
看護師等に電話(可能ならMicrosoft TeamsによるTV
電話)にて体温・身体症状と直近2週間の行動履歴
を報告する。

1-2. 寮生の場合

担任の許可を得て寮の自室へ戻り、自室から
保健室へ電話連絡。(0565-36-5844)
保健室が不在の場合、学生支援係
(0565-36-5913)
看護師等に電話(可能ならMicrosoft
TeamsによるTV電話)にて体温・身体症状と
直近2週間の行動履歴を報告する。

2. 発熱、風邪症状が確認された場合は、看護師等と学生が相談の上、原則帰宅する。保護者と連絡を取り、学校までの迎えを依頼する。帰宅後、最寄りの保健所に相談すること。

3-1. 通生の場合

静養室にてそのまま待機する。静養室で使用したティッシュペーパー等のゴミは、静養室備え付けのビニール袋に密閉し同室ゴミ箱に廃棄する。

1-2. 寮生の場合

寮の自室で帰宅準備を行う。
1人部屋の場合は、寮内自室で待機する。
2人部屋の場合は、寮内静養室で待機する。

4. 保護者が学校へ到着したら、書面「風邪症状により帰宅される学生及びその御家庭へのお願い」を受け取り帰宅する。

- ① 少なくとも当日と翌日は自宅で待機する。この場合は、特別欠席扱い。
- ② 直近2週間分の行動履歴確認票(詳細版)を作成し、翌日の正午までに保健室(hoken@toyota-ct.ac.jp)へ提出する。
- ③ Web上の健康調査に毎朝必ず回答する。(発熱、風邪症状が確認されたら都度回答する。)

留学生あるいは事情により帰宅できない学生の場合は、保健室から豊田市保健所へ電話連絡し対応方法について相談するのでその指示に従う。

○平日の午前9時～午後5時まで: 0565-34-6586

○夜間・土、日、祝日: オンコール(24時間)体制: 0565-31-1212

特別欠席願

令和 年 月 日

豊田工業高等専門学校長 殿

学科 _____ 学科 第 _____ 学年

氏名 _____

下記の理由により欠席したいので、特別欠席扱いにしてくださいようお願いいたします。

記

1. 理由

- 就職試験のため(企業名等: _____)
- クラブ活動のため(公式試合名等: _____)
- 大学編入学試験のため(大学名: _____)
- その他(_____)

2. 欠席・欠課・遅刻・早退の日または時限

令和 年 月 日 第 _____ 時限から
 令和 年 月 日 第 _____ 時限まで _____ 日 _____ 時間

3. 欠席・欠課・遅刻・早退の日、時限、授業科目と担当教員

時 限	日	1	2	3	4	5	6	7	8
授業科目 担当教員									

備考 1. この願い出は、原則として事前に指導教員を経由(就職試験の場合にあつては先に学科長の許可を受けること。また、クラブ活動の場合にあつては先に部長教員の許可を受けること。)して教務係に提出すること。その際、事実確認ができる資料を添付すること。

2. 就職試験、大学編入学試験による特別欠席は、原則試験日当日のみ認められるが、試験地が遠方でやむをえない場合に限り、前日も認められる。なお、前日の特別欠席を申請する場合は、裏面の行程表を必ず記入し、指導教員の下承を得ること。

3. クラブ活動における公式試合参加のための特別欠席は、原則として選手およびマネージャーとして登録された者を対象とする。

※添付資料の例

- 就職試験・・・試験実施要項等(日時と場所が確認できるもの)のコピー
- 交通障害・・・駅で発行される遅延証明書
- インフルエンザ等の感染症・・・治癒報告書
- 大学編入学試験の場合は添付資料不要

指導 教員	令和 年 月 日
	氏名

学科長 / 部長 教員	令和 年 月 日
	氏名

教務係確認 印 (月 日)

※就職試験, 大学編入学試験等で試験地が遠方のためやむをえず試験日前日の特別欠席を申請する場合は, 下記行程表に前日の行程を記入すること。

行程表

年月日	試験日前日の行程
(記入例) R2.6.20	(記入例) 14:34 名古屋駅発(新幹線) 17:57 博多駅着 18:10 博多駅発(JR特急) 19:25 熊本駅着

令和 年 月 日

豊田工業高等専門学校 殿

治 癒 証 明 書

学年 _____ 学科 _____ 氏名 _____

病 名 _____

出席停止の期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

上記の者は、疾病が治癒したので令和 年 月 日から登校
してよいことを証明いたします。

病院名

TEL

医師名 _____ 印

出席免除届

令和 年 月 日

豊田工業高等専門学校長 殿

学科 _____ 学科 第 ____ 学年

氏名 _____
(自筆署名)

下記により欠席しましたので、お届けします。

記

1. 理由 (欠席理由について、a～dの該当するものに○をつけてください。)
 - a. 学生本人が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に指定されたため
 - b. 学生と同居する家族が、医師又は保健所の指示によりPCR検査を受けたため
 - c. 新型コロナウイルス感染症の可能性を疑う医師の指示により自宅待機をしたため
 - d. 37.5℃以上の発熱や風邪症状等、新型コロナウイルス感染症の可能性を含む体調不良のため

2. 出席停止期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

上記の通り、保護者として責任を持って申告いたします。

保護者氏名 (自署) _____ 印

(※本件について、後日学校から状況を確認させていただく場合があります)

指導教員 _____

登校免除願

令和 年 月 日

豊田工業高等専門学校長 殿

学科 _____ 学科 第 ____ 学年

氏名 _____
(自筆署名)

下記により登校を免除していただきたいので、御許可くださいますようお願いいたします。

記

理由 (具体的に記入してください。「通学途中で感染する可能性があるため」など他の学生にも該当する理由の場合は、許可がおりない場合がありますので、懸念される持病があるなど、より具体的に懸念事項を記載するようにしてください。)

登校免除期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

上記の通り、保護者として責任を持って申告いたします。

保護者氏名 (自署) _____ 印

(※本件について、後日学校から状況を確認させていただく場合があります)

指導教員 _____

風邪症状により帰宅される学生及びその御家庭へのお願い

学生の体調管理及び新型コロナウイルス感染拡大防止のために以下のとおり対応いただきますようお願いいたします。

1. 対応事項

No.	対 応 内 容	チェック欄
①	最寄りの都道府県等の衛生主幹局（保健所）へ風邪症状について相談の上、医療機関を受診し、その結果を保健室へ報告する。	
②	直近2週間分の行動履歴票を作成し、翌日の正午までに保健室へ提出する。 ※「行動履歴確認票」の様式を添付しています。作成の上、PDF形式にしてメール送信いただくか、FAXにて回答願います。様式（Word形式）が必要な場合は、下記連絡先のE-mail宛にその旨お知らせください。	
③	Web上の健康調査に毎朝必ず回答する。（発熱、風邪症状が確認されたら都度回答する。） ※従前より全学生を対象に毎朝回答を依頼しておりますが、改めて自身の健康状態の把握と調査への回答をお願いします。 【調査Form掲載場所】 豊田高专トップページ (https://www.toyota-ct.ac.jp/) → 上部の「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」→ 「保健室からのお願い（健康調査）（令和2年4月21日）」	

2. 添付資料

- ・行動履歴確認票

3. 連絡先

保健室 TEL：0565-36-5844 FAX：0565-36-5970

E-mail：hoken@toyota-ct.ac.jp

（保健室が不在の場合）

学生支援係 TEL：0565-36-5913

4. その他

体調が回復した場合でも、帰宅当日と翌日の2日間については自宅静養をお願いします。この2日間については「特別欠席」扱いとなります。

保健室が閉まっている土日祝日等は体調回復状況について学校側で確認することができないため、寮生の方は学寮へ帰寮することができません。御注意ください。

行動履歴確認票

学年・学科:

氏名:

	月 日	曜日	時間帯	場所	接触者	備考
本日	月 日	()				
1日前	月 日	()				
2日前	月 日	()				
3日前	月 日	()				
4日前	月 日	()				
5日前	月 日	()				
6日前	月 日	()				

	月 日	曜日	時間帯	場所	接触者	備考
7日前	月 日	()				
8日前	月 日	()				
9日前	月 日	()				
10日前	月 日	()				
11日前	月 日	()				
12日前	月 日	()				
13日前	月 日	()				

新型コロナウイルス感染症に関する特別運営ルール

【入寮前】

- 日頃から体調管理に気をつけ、感染予防対策と体調管理を徹底してください。
- 感染予防のためマスク（市販や手作りのもの）、体温計、ごみ箱とごみ箱のサイズにあわせたごみ袋を各自で準備し、入寮時に持参してください。
※学校では寮生へ配布するマスクの用意ができません。
- 入寮するまでの間、毎日体温の測定と健康状態の確認を行い、Office365のFormsを利用した「保健室からのお願い（健康調査）」に入力、送信してください。
開寮2週間前（8/16（日））からの行動履歴と体温を「健康管理・行動履歴表」に記入して入寮時に提出してください。「健康管理・行動履歴表」の提出がない学生は入寮を認めません。
学寮は県内、県外のような様々な地域に住む学生が一同に集まる施設です。このような特殊な状況から開寮にあたっては入寮者の行動履歴を把握するよう保健所から指導を受けておりますのでご理解ください。
- 本人あるいは同居する家族等に濃厚接触者、PCR検査対象者がいる場合は入寮を延期し、自宅等において14日間の経過観察を行ってください。経過観察後、異常がなければ入寮を許可します。
- 本人あるいは同居する家族等が新型コロナウイルス感染者と判定された場合は、入寮を延期して保健所の指示に従ってください。
- 本人あるいは同居する家族等が新型コロナウイルス感染症の発症者、濃厚接触者、PCR検査対象者となった場合は速やかに本校までご連絡ください。

【開寮日、荷物搬入日】

- 家を出る前に自宅で体温の測定と体調チェックをしてください。風邪の症状（発熱、せき、のどの痛みなど）がみられる場合は、たとえ軽度であっても無理して入寮せず、自宅で様子を見てください。
- 入寮受付で「健康管理・行動履歴表」を提出し、体温チェックを受けてください。
「健康管理・行動履歴表」の提出がない学生は入寮を認めませんので注意してください。
- 受付では体温チェックをした後に居室の鍵をお渡しします。発熱がある場合や、明らかな体調不良がみられる場合は学寮や校舎への立ち入りは認めず、直ちに帰宅をお願いする場合があります。

【一般的な感染症対策や健康管理】

- 流水と石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒、うがいや咳エチケットを徹底してください。
- 当面の間、不要不急の外出は控えてください。原則として授業後、週末等の外出は自粛してください。
- やむを得ず外出する場合は感染者が多い地方への移動や人ごみをできるだけ避けるようにしてください。
- 外出時、寮内の移動時においてはできる限りマスクを着用してください。
※学校では寮生へ配布するマスクの用意ができませんので各自で持参してください。
- 2人部屋では居室内においてもマスクを着用してください。
- 居室は定期的に換気してください。寮内放送等で定期的に居室の換気を行うよう呼びかけますが、各自でも適宜換気を行うことを心がけてください。
- 発熱、風邪症状等の体調不良があったら、直ちに学生課寮務係、宿日直教員、学寮指導員、寮母等へ電話で申し出てください。（下記「体調不良時の対応について」を参照のこと。）

【日常生活について】

◎ 居室の運用について

密接を避けるため、1～2人部屋は1名、3～4人部屋は2名で運用します。

2名部屋は同室者との接触を避けるため、家具類で仕切られたレイアウトになっています。居室のレイアウトは変更しないでください。

なお、このように室内での接触を避ける対応をしても同室者が新型コロナウイルス感染症の感染者（PCR陽性）となった場合、もう一方の同室者は「同居する家族」と同一とみなされ「濃厚接触者」として経過観察の対象となります。このようなリスクを含む運用となりますことをご理解願います。

各自でゴミ箱とゴミ袋を準備してください。汚染物の浮遊や接触を避けるため、使い捨てマスクや身の回りの衛生用品はゴミ袋に入れ、口をしぼってゴミステーションに捨ててください。

◎ 検温の実施

全寮生は毎朝夕（起床時と夜点呼前）に検温を行います。計測した体温はOffice365のFormsを利用した「保健室からのお願い（健康調査）」に入力、送信してください。

土日祝日も必ず検温をしてください。これは体調不良の状況を早期に発見するためのものです。

◎ 食事・入浴について

人数を制限し、グループ分けによるローテーション制（完全入れ替え制）とします。会話を控え、利用後は速やかに食堂を退室してください。

なお、食事のメニューは「和・洋」「定食・丼・麺」といった選択制を中止し、1種類のみとなります。

◎ 点呼時間について

低学年寮生、高学年寮生ともに20時00分、授業日前日の休日（日曜日など）は21時00分とします。

金曜日夜、土曜日夜の点呼時間も20時00分となり、これまでの日課と異なります。在校生寮生は点呼時間に注意してください。

◎ 「外出届」「臨時帰省届」について

不要不急の外出を制限するため、「外出届（点呼時間を超えての外出）」と「臨時帰省届（平日の自宅への帰省）」は原則認めません。

就職活動や家庭の事情等、やむを得ない場合は外出または臨時帰省したい日の2日前までに担当寮務主事補の許可を得た後に各種届出を提出してください。

◎ アルバイトについて

アルバイトは原則禁止とします。特殊な事情によりアルバイトをしなければならない場合は担当主事補または寮監、寮務主事に申し出てください。

◎ 共用部分の使用について

トイレ、洗面所、洗濯室、シャワー室、廊下の使用は通常どおりとします。

ただし、寮生同士が密集、密接とならないよう気をつけて使用してください。

◎ 談話室・食室の使用について

談話室の使用（学習、談話、テレビの視聴、飲食等のための滞在）は禁止とします。

食室は最低限の利用（例：お湯を沸かす、パンのトースト、インスタントラーメン、レトルト食品、冷凍食品

の調理など)とし、長時間滞在が必要な調理は行わないでください。また、複数人での利用を避け、窓を開けて換気する等の対策をしてください。

◎ **学習室の利用について**

学習室は原則利用禁止とし、部屋を施錠します。

課題等で広い机で作業をする必要がある学科があれば指導寮生経由で学習室を利用する学生が所属する学科の寮務主事補に解錠を依頼してください。

◎ **授業後、週末の外出について**

不要不急の外出は控えることとし、授業後、週末等の外出はできる限り自粛してください。

◎ **寮棟間の移動等について**

寮生は自室で過ごすことを基本とし、他の寮生の居室訪問や他フロア、他の棟への移動を原則禁止します。

◎ **居室の換気について**

居室の空気の循環を行うため、1時間に1回は換気を行ってください。夜間については20時、21時、22時に寮内放送を入れます。

◎ **消灯、就寝時間について**

健康状態を良好に維持して免疫力を高めるために、23時30分には必ず消灯、就寝し、睡眠時間を7時間以上確保してください。

◎ **体調不良時の対応について**

宿日直教員、学寮指導員、寮母は当面の間、体調不良者との面接対応は行わず、原則、電話対応のみとします。体調不良の時は宿直室や寮母室へ電話をして指示を仰ぐようにし、直接、宿直室や寮母室への来室は控えてください。

体調不良が直ちに新型コロナウイルス感染症につながるわけではありませんが、教職員は医療従事者ではないため、症状の診断や自身への感染予防を施した万全の対応ができません。万一の場合の感染拡大を防ぐ必要がありますのでご理解ください。

◎ **自宅への帰省指示について**

風邪の症状(発熱、咳、のどの痛み等)、息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)がみられる場合は、軽度であっても自宅への帰省を指示いたします。

保護者の方は本人または学校関係者からのお迎えの要請に速やかに対応していただき、自宅で経過を観察いただきますようお願いいたします。

◎ **寮生及び学校関係者で感染が確認された場合**

保健所等の保健・衛生当局からの助言や指導の下、寮生の帰省や閉寮、あるいは留め置きといった措置を検討することになります。

感染経路を特定するため保健所による調査が実施されることがありますので、その際はご協力ください。

本ルールにより提出された各種個人情報情報は感染拡大予防以外の目的では使用しません。感染症に関する状況の変化に応じて、特別運営の方針の変更を行う場合があります。